

第4節

林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

令和5年中の林野火災の出火件数は1,299件（対前年比60件増）、焼損面積は844ha（同239ha増）、死者数は8人（同5人減）、損害額は1億2,519万円（同2億1,949万円減）となっている（資料1-1-47）。

林野火災の出火件数を月別にみると、3月に最も多く発生しており、次いで4月、2月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（第1-1-18図）。この原因としては、この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキング等で入山者が増加することによる火の不始末等が考えられる。

規模の大きな林野火災事例としては、令和5年においては、3月に福島県郡山市で発生し113haを焼損した火災、5月に長野県茅野市で発生し166haを焼損した火災がある。

また、令和6年*¹においては、1月に広島県江田島市で発生し243haを焼損した火災、4月に岩手県宮古市で発生し187haを焼損した火災がある。



令和6年1月広島県江田島市で発生した林野火災
(広島市消防局消防航空隊提供)

林野火災対策の現況

1 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進している（昭和45年6月16日45林野保第215号・消防防第344号）。この事業は、林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域等において、関係市町村が共同で林野火災特別地域対策事業計画を策定し、

- 〔1〕 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕 火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕 消防施設等の整備
- 〔4〕 火災防御訓練等

を総合的に行うものであり、令和6年4月1日現在、239地域（38都道府県、511市町村）において実施されている。

2 広域応援・空中消火による消防活動

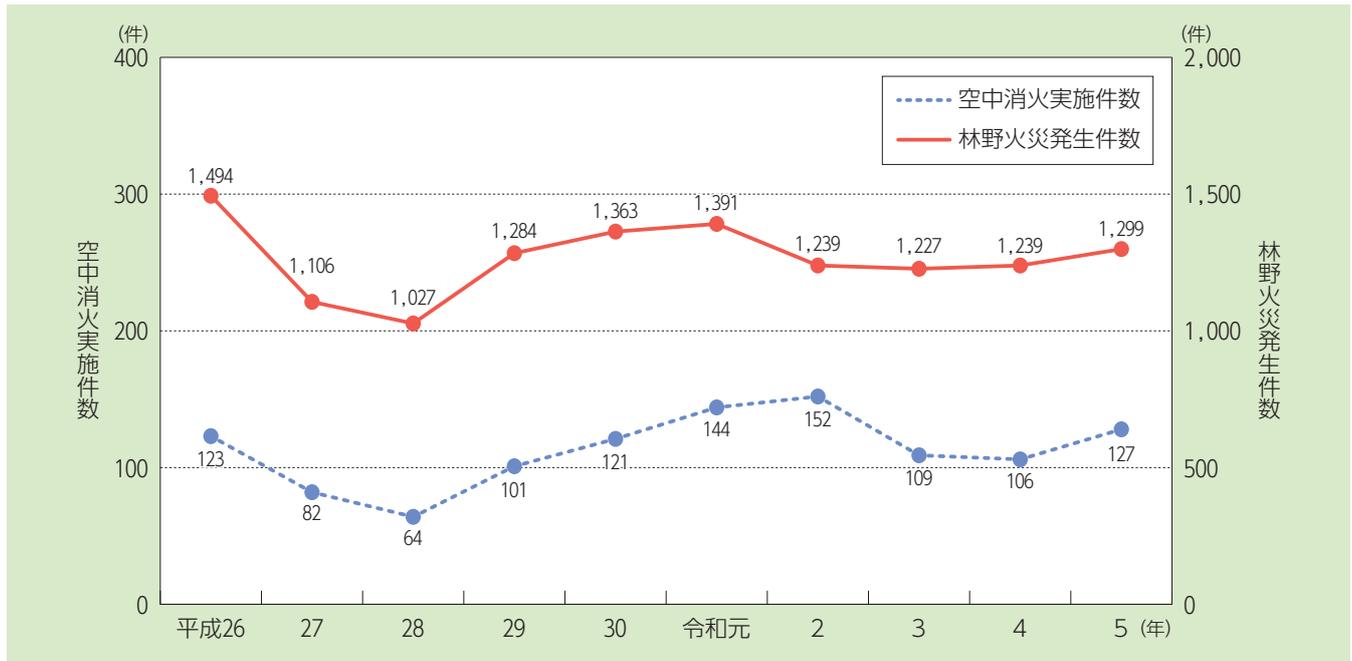
(1) 空中消火の実施状況

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、都道府県境を越えて拡大することもある。このため、ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣要請を受けて出動する自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりである。

* 1 令和6年については速報値であり、今後、変更の可能性がある。

第1-4-1図 空中消火の実施状況

(各年中)



(備考) 「特殊災害対策の現況」により作成

(2) 広域応援・空中消火体制の整備

消防庁では、都道府県及び消防機関に対し、以下のとおり空中消火を積極的に活用するよう要請している。

- [1] 市町村長は、林野火災を覚知した場合、当該都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出勤に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。
- [2] 市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該都道府県内の消防防災ヘリコプターの出勤要請を速やかに行うとともに、火災規模等に応じて、消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定による出勤要請、さらに、同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの出勤要請を都道府県知事に求めること。
- [3] 都道府県知事は、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。市町村長は、都道府県知事による当該要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確

に要請の求めを行うこと。また、自衛隊が正式な派遣要請を受理した後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

3 その他の対策

(1) 出火防止対策の徹底

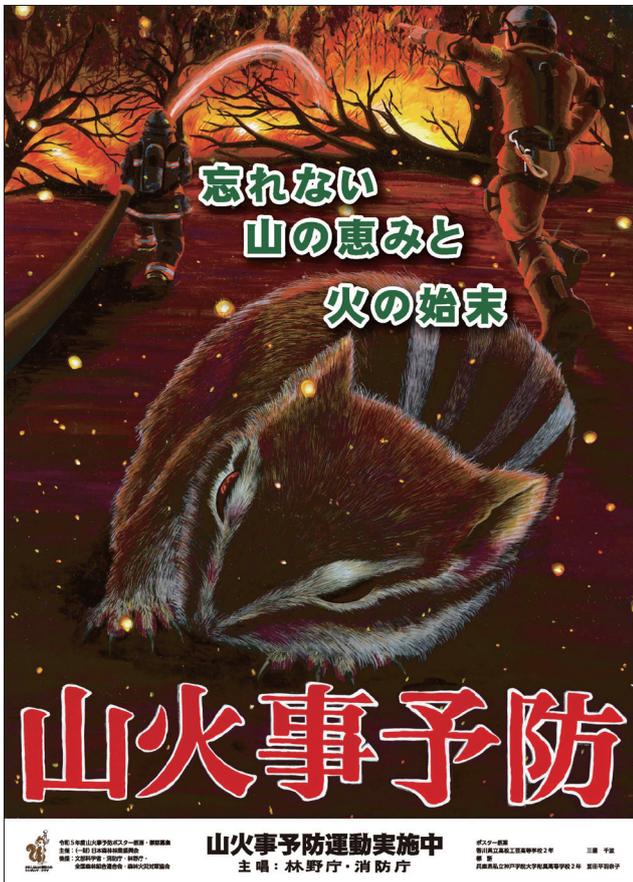
林野火災の出火原因は、例年、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要であり、消防庁では、「林野火災に対する警戒の強化について」（令和6年1月5日消防特第2号）を発出し、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- [1] ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について広報すること。
- [2] 火入れの実施者及び作業者に対し、火気取扱いに関する届出等の市町村条例の遵守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。
- [3] 林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理

等の林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間の3月1日から7日までを全国山火事予防運動（詳細は第4章防火防災意識の高揚1.（3）を参照）の統一実施期間としており、令和6年においても統一標語を定め、ポスター、インターネット等の各種広報媒体を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼び掛けている。

さらに、平成30年から林野火災の優良な予防対策の事例や実災害から得られた知見等を広めることを目的に、都道府県林野関係部局や消防本部等を対象とした「林野火災対策説明会」を開催している。



山火事予防ポスター

（2）林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災による被害を軽減するため、林野火災用消防施設等（防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備を促進し、消防防災施設整備費補助金交付要綱の定めるところにより、経費の一部について助成を行っている。

林野火災対策の課題

令和3年2月の栃木県足利市における林野火災は、長期間の住民避難も行われた上で、鎮火まで23日を要し、焼損面積167haとなる大規模なものとなった。消防庁では、本火災への対応も踏まえ、令和3年度から「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」を開催し、林野火災の予防及び消火活動について平成15年に通知した内容を改正した（令和4年7月25日消防災第195号・消防広第223号・消防特第145号）。

効果的な林野火災対策のため、出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、当該通知を踏まえ、特に次の事項を引き続き積極的に進めていく必要がある。

- 〔1〕 気象台から発せられる気象情報や火災気象通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行う等、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。
- 〔2〕 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行う等、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施するため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。なお、消防飛行艇による空中消火活動について検討したが、その消火能力の高さは認められるものの、導入経費、維持管理費等が多額である。
- 〔3〕 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定並びに効果的な部隊の運用、情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を整備すること。
- 〔4〕 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地が近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- 〔5〕 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。